

ビタミン M No.129

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (2022年12月号)

<今月のトピックス>

- ・2022年12月以降の雇用調整助成金コロナ特例経過措置
- ・中小企業で月60時間超の時間外労働の割増率引き上げ ～2023年4月1日施行～

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

2022年12月以降の雇用調整助成金コロナ特例経過措置

雇用調整助成金の助成内容は2022年12月以降、通常制度となりますが、業況が厳しい事業主については一定の経過措置が設けられます。経過措置の対象範囲に該当する場合の2022年12月1日から2023年3月31日までの助成内容等は以下のとおりです。※施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、作成時点での予定です。

経過措置の対象範囲

- 2020年1月24日から2022年11月30日までの間の休業等について雇用調整助成金のコロナ特例を利用した事業所が経過措置の対象
- コロナ特例を利用したことがない事業所が、2022年12月1日以降の休業等について雇用調整助成金を利用する場合、生産指標の要件等、通常制度の要件に該当する必要あり（一部緩和措置あり）

経過措置の内容

(注)上段は助成率、下段は金額は1人1日あたりの上限額、カッコ書きの助成率は解雇等を行わない場合(※1)

判定基礎期間の初日	2022年12月～2023年1月	2023年2月～3月
中小企業	原則(※2)	2/3 8,355円
	特に業況が厳しい事業主(※3)	2/3(9/10) 9,000円
大企業	原則(※2)	1/2 8,355円
	特に業況が厳しい事業主(※3)	1/2(2/3) 9,000円

(※1)2021年1月8日以降の解雇等の有無を確認。

(※2)生産指標が、前年同期比(2019年から2022年までのいずれかの年の同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可)で1か月10%以上減少している事業主。生産指標の確認は、対象期間が1年以上経過した事業主から順次対象となる。

(※3)生産指標が、直近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。申請月ごとに生産指標を確認。

なお、計画届を提出不要とすることやクーリング期間を適用しないことなどの「コロナ特例」については、経過措置の対象事業所の場合、経過措置期間中(2022年12月1日から2023年3月31日まで)は継続予定です。

中小企業で月60時間超の時間外労働の割増賃金率引き上げ～2023年4月1日施行～

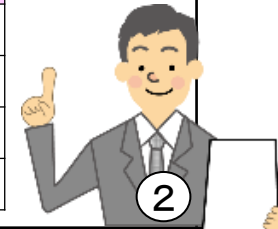
来年4月から中小企業の割増賃金率が上がると聞きましたが、どれくらい上がるのでしょうか。



①

既に大企業で適用されていますが、2023年4月1日以降は、中小企業でも1か月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。中小企業に該当するかは、以下①または②を満たすかどうかで企業単位で判断します。

業種	①資本金額 または出資総額	②常用労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他	3億円以下	300人以下



②

月60時間を超える時間外労働が深夜や休日の場合はどうなりますか。



③

【深夜労働との関係】

月60時間を超える時間外労働を深夜(22:00～5:00)の時間帯に行わせる場合、深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%となります。

【休日労働との関係】

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

(※)法定休日労働の割増賃金率は35%です。



④

割増賃金を支払う代わりに、有給の休暇を与えることも可能と聞きましたが、本当ですか。



⑤

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇(代替休暇)を付与することができます。

代替休暇制度導入にあたっては、過半数組合、それがいない場合は過半数代表者との間で労使協定を結ぶことが必要です。

また実際に代替休暇を取得するか否かは、労働者の意思により決定されます。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)
〒561-0872
大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル4階
発行責任者:社会保険労務士 岩田 健
執筆担当者:岩城 恵美

TEL:06-6868-1193
FAX:06-6862-4662
Mail:kcr@nkgr.co.jp



←Q&A事例集はこちら

作成日:2022.11.21

NK-GROUP
イラスト協力:WANPUG